

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：総務省自治財政局財政課 他3課

施策名	地方財源の確保と地方財政健全化																									
	政策体系上の位置付け 2 分権型社会への着実な移行 政策9																									
施策の概要	<p>(1) 地方財政計画等の策定 極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方財政計画及び地方債計画の策定を通じた所要の財政措置を講じることで、地方財源の確保に努めた。特に、平成19年度地方財政計画では、歳出面において活力ある地方を作るための施策等に財源の重点的配分を図り、歳入面において地方税負担の公平適正化の推進と一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、大幅な財源不足について適切な補てん措置を講じることとした。</p> <p>(2) 地方交付税の算定方法の簡素化・透明化 地方交付税については、引き続き所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営に資する方向で算定方法の簡素化・透明化を図った。</p> <p>(3) 公債費負担の適正化と地方財政の健全化の推進 昭和62年度から公債費負担適正化計画に基づいて財政運営を行う市町村及び平成18年度以降公債費負担適正化計画に基づいて実質公債費比率の適正な管理を行う市町村に対して、財政上の措置を講じ、市町村の自主的・計画的な公債費負担の適正化を推進した。また、現行の地方公共団体の財政再建制度を見直し、財政指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化及び再生のための新しい制度を整備する「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を国会に提出し、同法案は平成19年6月15日に成立した。</p>																									
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 地方財政計画等の策定 平成19年度地方財政計画の策定等により、地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保するとともに、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について適切な補てん措置を講じることとしたことから、施策の有効性が認められる。今後も、所要の財源の確保を図りつつ、地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減、税源移譲を含む国と地方の財源配分の見直し等による地方税財源の充実確保等を通じて、地方財政運営の自立性の向上及び地方行政財政基盤の拡充を推進することが必要である。</p> <p>(2) 地方交付税の算定方法の簡素化・透明化 地方交付税法の一部改正により、平成19年度より簡素な新しい基準による基準財政需要額の算定（新型交付税）を導入し、算定項目数を約3割削減するなど算定方法の簡素化・透明化が図られたことから、施策の有効性が認められる。今後とも引き続き、財源調整や財源保障の機能を適切に果たすことができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資する方向でその算定方法につき引き続き簡素化等の見直しを行う必要がある。また、一定規模以上の自治体について、不交付団体の割合を向上させることが必要である。</p> <p>(3) 公債費負担の適正化 平成18年度に公債費負担適正化計画の完了を予定していた30団体は全て完了し、起債制限比率が一定水準以下となったことから、施策の有効性が認められる。その一方で、地方債協議制度への移行に伴い新たに実質公債費比率の適正な管理が求められることから、今後も引き続き、公債費負担適正化計画の着実な実施等により、財政収支を改善し、財政の健全化を推進する必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>地方公共団体の財政運営に支障が生じないように所要の地方財源の確保を行うとともに地方交付税の算定方法の簡素化等の見直しを進める。また、地方公共団体の財政収支を改善し、地方財政の健全化を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参考となる指標</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方財政計画の規模</td> <td>83兆7,687億円</td> <td>83兆1,508億円</td> <td>83兆1,261億円</td> </tr> <tr> <td>一般財源比率</td> <td>64.0%</td> <td>66.6%</td> <td>68.1%</td> </tr> <tr> <td>地方債依存度</td> <td>14.6%</td> <td>13.0%</td> <td>11.6%</td> </tr> <tr> <td>借入金残高</td> <td>205兆円</td> <td>204兆円</td> <td>199兆円</td> </tr> <tr> <td>地方債計画の規模</td> <td>15兆5,366億円</td> <td>13兆9,466億円</td> <td>12兆5,108億円</td> </tr> </tbody> </table>		参考となる指標	平成17年度	平成18年度	平成19年度	地方財政計画の規模	83兆7,687億円	83兆1,508億円	83兆1,261億円	一般財源比率	64.0%	66.6%	68.1%	地方債依存度	14.6%	13.0%	11.6%	借入金残高	205兆円	204兆円	199兆円	地方債計画の規模	15兆5,366億円	13兆9,466億円	12兆5,108億円
参考となる指標	平成17年度	平成18年度	平成19年度																							
地方財政計画の規模	83兆7,687億円	83兆1,508億円	83兆1,261億円																							
一般財源比率	64.0%	66.6%	68.1%																							
地方債依存度	14.6%	13.0%	11.6%																							
借入金残高	205兆円	204兆円	199兆円																							
地方債計画の規模	15兆5,366億円	13兆9,466億円	12兆5,108億円																							

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」</p>	<p>平成18年7月7日</p>	<p>第3章 財政健全化への取組</p> <p>1 歳出・歳入一体改革に向けた取組</p> <p>(4) 第Ⅱ期目標の達成に向けて</p> <p>ii. 各分野における歳出改革の具体的内容</p> <p>地方財政</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税の現行法定率は堅持する。 ・過去3年間、毎年1兆円近く削減してきた地方交付税等（一般会計ベース）について、地方に安心感を持って中期的に予見可能性のある財政運営を行ってもらえるよう、地方交付税の現行水準、地方の財政収支の状況、国の一般会計予算の状況、地方財源不足に係る最近10年間ほどの国による対応等を踏まえ、適切に対処する。 ・これにより、上記の歳出削減努力等とあわせ、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税（地方財政計画ベース）等の一般財源の総額を確保する。 ・各地方公共団体に対する地方交付税の配分に当たっては、行政改革に積極的に努力している団体や地方税収の伸びがあまり期待できない団体に特段の配慮を行う。 ・地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。交付税について、地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図る。地方税について、国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。 <p>2 「簡素で効率的な政府」への取組</p> <p>（不交付団体の拡大等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば人口20万人以上の市の半分などの目標を定めて、交付税に依存しない不交付団体の増加を目指す。地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、簡素な新しい基準による交付税の算定を行うなど見直しを図る。